

小規模企業共済制度の 平成31年度付加共済金の支給率について

平成31年3月
中小企業庁

目次

1. 小規模企業共済制度の付加共済金の概要
 2. 「支給率の基準となる率」の算定
 3. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について
(14カ月の推計リスク)
 4. まとめ
 5. 平成31年度の付加共済金の支給率の決定
- 【参考 1】 過年度の留保額の扱いについて ほか
- 【参考 2】 中小企業基盤整備機構 第4期中期目標
(小規模企業共済関係抜粋)
- 【参考 3】 小規模企業共済貸付制度について

1. 小規模企業共済制度の付加共済金の概要

- 共済金の額は、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加共済金」の合計額として算定。
- 「付加共済金」は、運用収入等の状況に応じて毎年度定められる「支給率」を基に、基本共済金に上乗せされる。
- 「付加共済金」は、平成8年の制度導入以降、平成30年度に初めて支給を実施。

共済金の支給イメージ

付加共済金 (毎年度計算)
基本共済金 (固定額※)

※掛金納付月数及び共済事由に応じ政令で定める金額により計算。

付加共済金の支給率を決定するための計算方法

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{①付加共済金原資額（当該年度末の剰余金見込額）}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}}$$

①（分子）付加共済金原資額（施行規則第10条の2第1項）

直近実績（運用資産においては平成31年1月末実績）に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額、責任準備金に積み増す額及び給付経理から業務等経理への繰入額を推計して得た、平成31年度末の剰余金見込額。

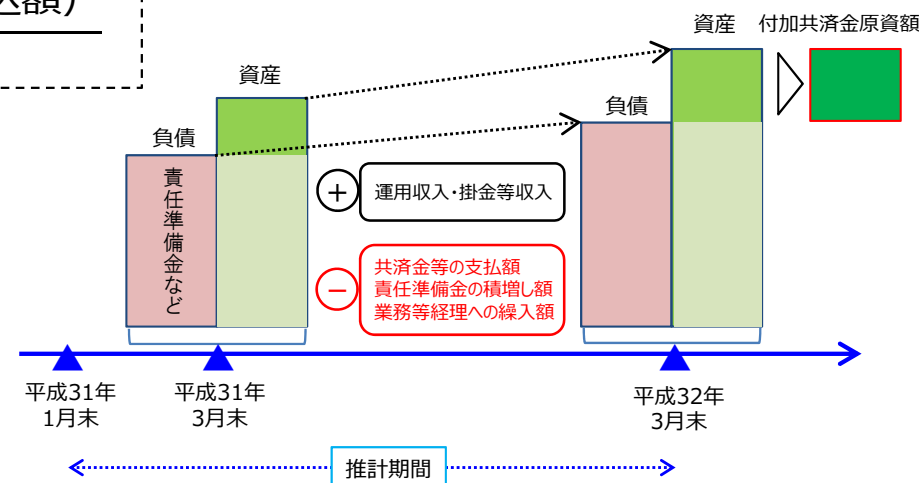
②（分母）仮定共済金等の発生見込総額（施行規則第10条の2第2項）

平成31年度の仮定共済金額及び仮定解約手当金額に、共済事由別の将来発生割合を乗じて得た金額の合計額。

仮定共済金額及び仮定解約手当金額：すべての共済契約者が基準月※において脱退したと仮定した場合、それぞれの共済事由が生じたものとみなして支払われる共済金及び解約手当金の額。

※ 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。

付加共済金原資額の算定イメージ



(2) 「支給率」の決定

上記(1)で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

2. 「支給率の基準となる率」の算定

①「付加共済金原資額（平成31年度末の剰余金見込額）」（分子）を算定すると2,071億円となる。

（算定方法）

（イ 当該年度の運用収入・掛金等収入）－（ロ 当該年度の共済金等の支払いに充てる額）－（ハ 当該年度末以降の共済金等の支払いに充てるため、当該年度の前年度末の責任準備金に積み増す額）－（ニ 当該年度に業務等経理に繰り入れる額）＋（ホ 当該年度の前年度の年度末の剰余金見込額）により算定。

付加共済金原資額（平成31年度の剰余金見込額）の算定

付加共済金原資額の算定過程		金額内訳	推計方法
イ 平成31年度の運用収入・掛金等収入	7,741億円	掛金等収入(①+④)	6,893億円
		運用収入(②)	847億円
		信託運用損益(⑦)	0億円
ロ 平成31年度の共済金等の支払に充てる額	7,681億円	共済金等(⑤+⑩)	7,393億円
		分割共済金(⑥)	288億円
ハ 平成30年度末の責任準備金に積み増す額	80億円	責任準備金繰入(増加)(⑧)	80億円
		責任準備金戻入(減少)(③)	0億円
ニ 平成31年度に業務等経理に繰り入れる額	28億円	業務等経理繰入(⑨)	28億円
ホ 平成30年度末の剰余金見込額	2,119億円		
イーローハーニホ ＝ 平成31年度末の剰余金見込額 （付加共済金原資額）			2,071億円

小規模企業共済制度の財政収支の予測

(金額単位：億円)

区 分	平成30年度 見込	平成31年度 見込
1 収益	7,560	7,741
掛金等収入	6,666	6,879
運用収入	880	847
責任準備金戻入	0	0
その他	14	14
2 費用	8,028	7,789
共済金等	5,446	7,349
分割共済金	298	288
信託運用損	411	0
責任準備金繰入	1,816	80
業務等経理繰入	0	28
その他	58	44
3 当期利益・損失(＝1－2)	▲469	▲48
4 資産	96,225	96,351
5 負債	94,106	94,280
基本額に係る責任準備金	91,303	91,285
分割責任準備金	1,580	1,679
その他	1,222	1,316
6 剰余金・欠損金(＝4－5)	(注)2,119	2,071
運用利回り	0.49%	0.88%
国内債券(簿価)	1.20%	1.12%
短期資産	0.01%	0.00%
融資経理貸付金	1.00%	1.00%
信託資産	▲2.27%	0.00%
生命保険資産	1.11%	1.11%

(注) 平成30年度の付加共済金算定時の剰余金見込額は、3,422億円

【参考】 3,422億円－2,119億円＝1,303億円

平成30年度推計時の1σ水準の損失見込み額 ▲1,340億円

平成30年度推計時の2σ水準の損失見込み額 ▲3,365億円

出典：第11回 共済小委員会（平成30年3月7日）資料1-2「4.14か月の推計リスクについて」より。

※1 平成30年12月末実績(運用収入、信託運用損については平成31年1月末実績)をもとに平成30年度末及び平成31年度末の財政状況を推計。
※2 運用有価証券信託に係る担保預り金は資産・負債に同額計上していることから、共に控除している。
※3 端数処理の都合上、各勘定科目の合計値が一致しないことがある。

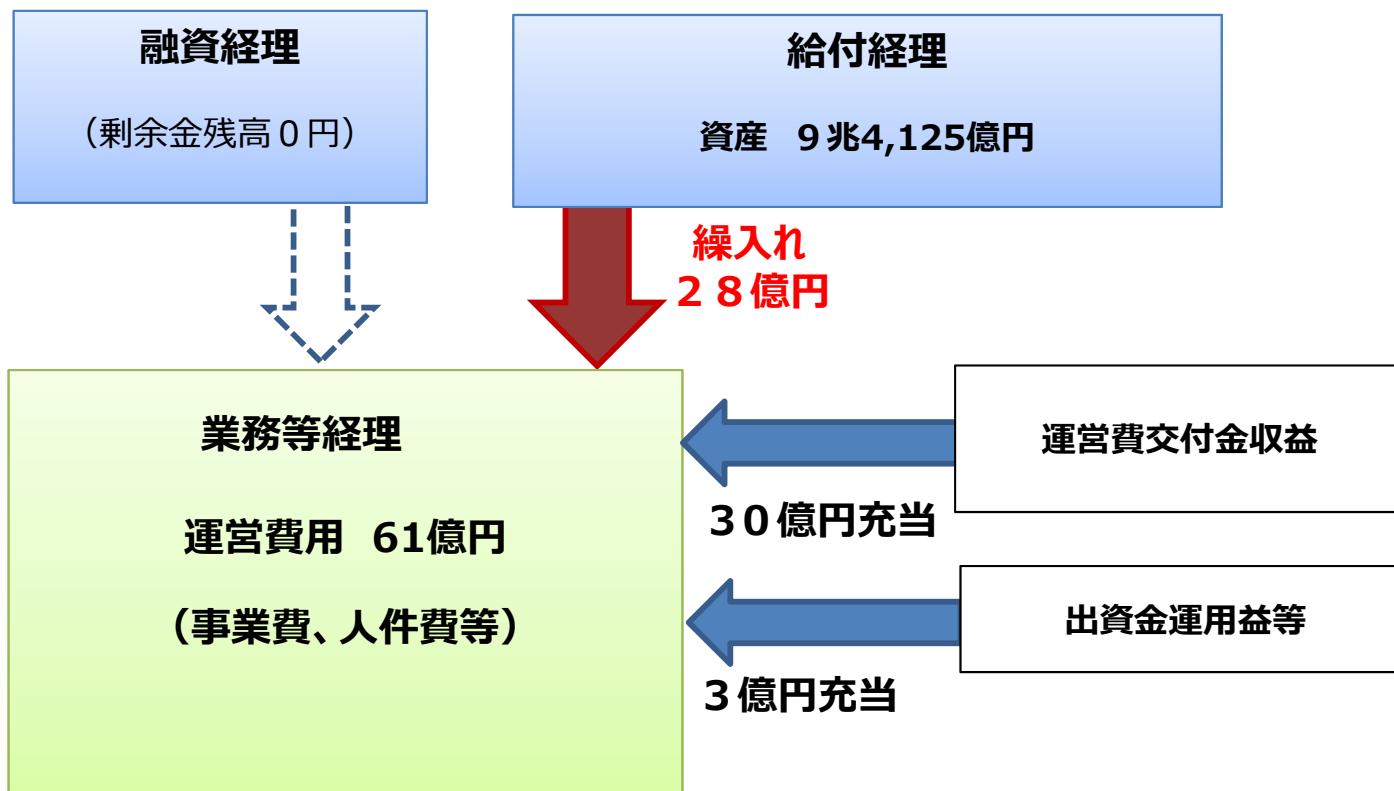
2. 「支給率の基準となる率」の算定（つづき）

付加共済金原資額（平成31年度末の剰余金見込額）の算定における『業務等経理に繰り入れる額について』

業務等経理において管理する小規模企業共済制度の運営費用について、これまでは、運営費交付金収益及び出資金運用益の充当や融資経理からの繰入れ等により賄ってきたが、平成31年度には不足する見通しとなっており、給付経理から業務等経理への繰入れ（28億円）を実施することを見込んでいる。

運営費用（61億円）－運営費交付金収益（30億円）－出資金運用益等（3億円）＝給付経理から繰入れ（28億円）

平成31年度



2. 「支給率の基準となる率」の算定（つづき）

②「仮定共済金等の発生見込総額」※（分母）を算定すると8兆1,925億円となる。

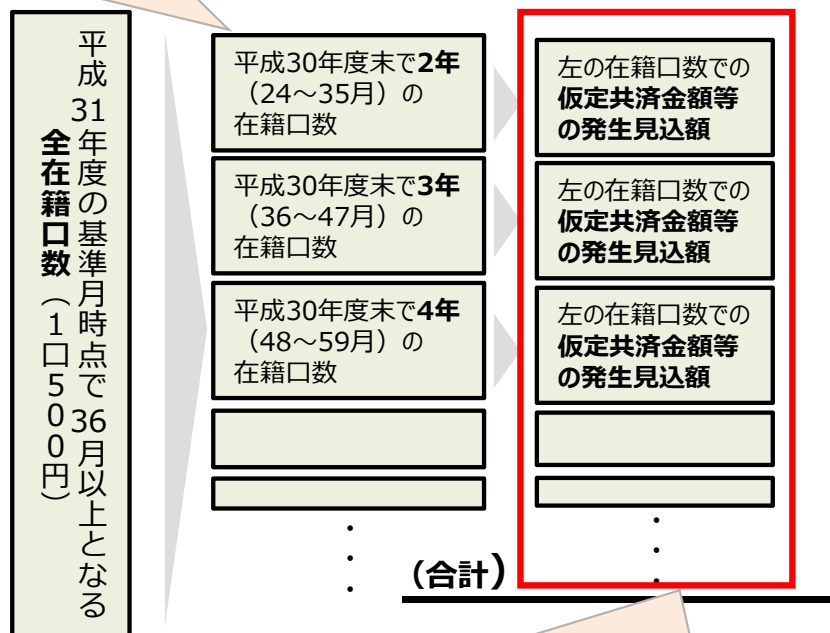
※平成31年度の基準月*時点で、すべての共済契約者が脱退したと仮定した場合に支給すべき共済金及び解約手当金の額に、共済事由毎（A共済、B共済及び準共済）の発生割合を乗じて算定した金額の総額。（*基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。）

算定方法（施行規則第10条の2）

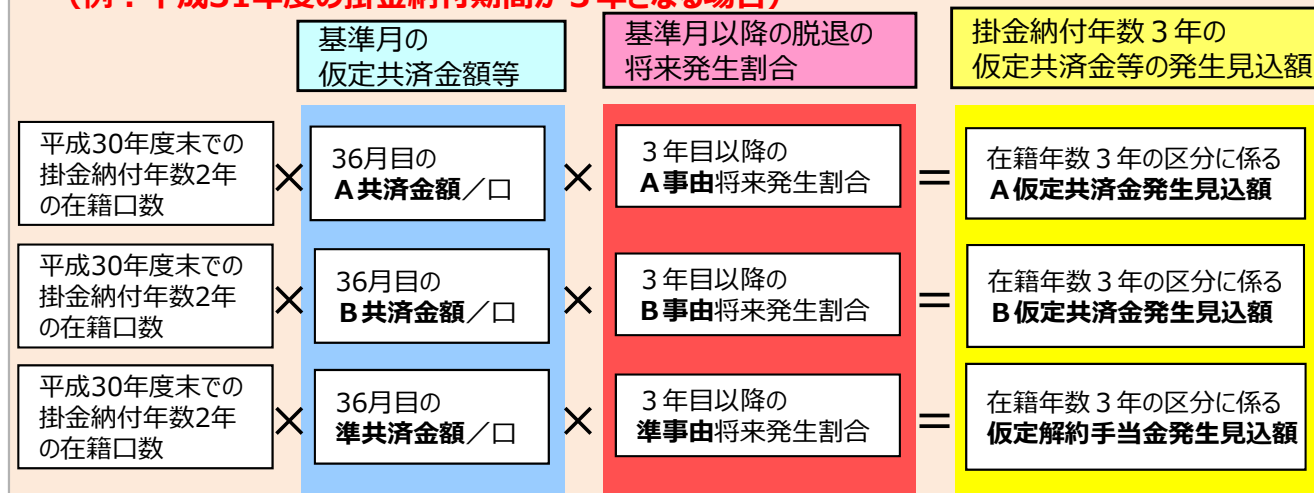
1. 平成31年度の基準月時点で、掛金納付期間が36月以上の全在籍口数（1口500円）を1年毎のグループに区分。
2. 掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を算定。
3. 2. 掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を足し上げ、総額を算定する。

1. 1年毎の掛金納付期間別に区分

算定の流れ（イメージ図）



2. 区分した掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を算定 (例：平成31年度の掛金納付期間が3年となる場合)



3. 発生見込額を足し上げ、総額を算定

「小規模企業共済法施行規則」
(支給率)
第十条の二

- 2 法第九条第五項の当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、当該年度において基準月を有することとなる全ての掛金区分について、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定共済金額に当該掛金区分に係る法第九条第一項 各号に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額と、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定解約手当金額に当該掛金区分に係る法第七条第四項各号（同項第一号に掲げる事由のうち当該共済契約者が同号の会社の役員になつたものを除く。）に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額との合計額とする。

2. 「支給率の基準となる率」の算定（つづき）

以上①、②から、③「支給率の基準となる率」を算定すると0.02528となる。

$$\begin{aligned} \text{(支給率の基準となる率)} &= \frac{\text{①付加共済金原資額（平成31年度末の剰余金見込額）}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}} \\ &= \frac{2,071\text{億円}}{8兆1,925\text{億円}} \\ &= 0.02528 \end{aligned}$$

2. で算定した率を基準としつつ、「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して」、付加共済金の支給率を決定する。

● 付加共済金に充てるべき額の算定については、1月以降の市場の動向や今後の運用収入の見込みを勘案する。

【（第11回）共済小委員会において決定された事項】

当該年度末の剰余金見込額から推計リスク2σ分を控除し、残りの1/2を付加共済金原資として計算する。

支給しない残りの1/2は留保し、次年度以降の付加共済金原資からは控除。

3. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について（14ヵ月の推計リスク）

○期待収益率・標準偏差を用いた簡易推計

平成31年1月末の委託運用資産額を基準に14ヵ月後の平成32年3月末の利益剰余金を見込むため、委託運用資産の期待収益率と標準偏差から推計期間のリスク（変化額）を算出

▲ 2σ水準の推計リスク

▲3,092 億円 (※)

【（第11回）共済小委において決定された事項】
足下の環境（時価資産の変動リスクの高まり）を踏まえ、2σでの推計が妥当。

正規分布における事象の発生確率

水準	水準以下に含まれる確率 （発生頻度）	損失見込み額
▲1σ	15.87% （6年に1度程度）	1,209億円以上
▲2σ	2.28% （40年に1度程度）	3,092億円以上
▲3σ	0.14% （700年に1度程度）	4,975億円以上

※【14ヵ月分の委託運用資産の増減の推計】

推計には、以下の数値・計算式を用いる。

・委託運用資産計算元本…平成31年1月末の委託運用資産額：1兆7,610億円

・計算方法……………委託運用資産全体の期待収益率（3.28%）と標準偏差（9.90%）から、委託運用資産全体の変動額を計算。

（計算式（2σ水準の場合）：委託運用資産計算元本×（3.28%×（14/12）－9.90%×2×√（14/12））

「平成31年度末剰余金見込額」算出時には委託運用資産の期待収益率を加味していない為、上記計算式にて算出。

なお、期待収益率と標準偏差は、基本ポートフォリオ検証時（平成30年11月実施）に計算された値で、野村證券株式会社が毎年度公表する「フォワードルッキング（2018年度版）」（2018年8月公表）で用いられている経済シナリオと、委託運用各資産のインデックスデータの過去実績値をベースに算定。

（各資産の期待収益率（参考）…国内株式：4.50%、国内債券：0.40%、外国株式：6.50%、外国債券：2.30%）

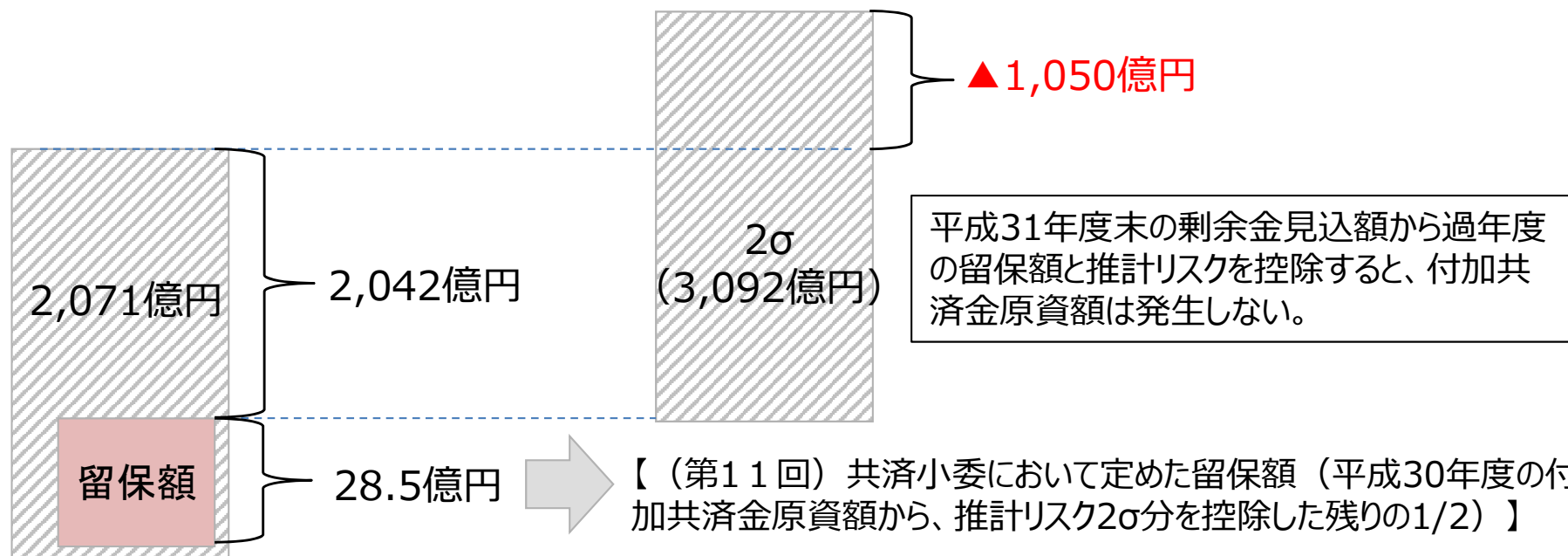
・計算期間……………14ヵ月

4. まとめ（その他の事情を勘案した付加共済金原資額について）

- ◆ 平成30年度の付加共済金を支給することとした際の留保額（**28.5億円** 平成30年度の付加共済金原資額から、推計リスク2σ分を控除した残りの1/2）を平成31年度末の剰余金見込額（**2,071億円**）から控除する。
- ◆ 平成30年度の付加共済金を支給することとした際の留保額を控除した後の平成31年度の付加共済金原資額（**2,042億円**）から、推計リスク2σ分（**3,092億円**）を控除した結果、**▲1,050億円**となるため、平成31年度の付加共済金は発生しない。

平成31年度末
剰余金見込額

推計リスク
控除額



過年度の留保額は、剰余金見込額から控除する。

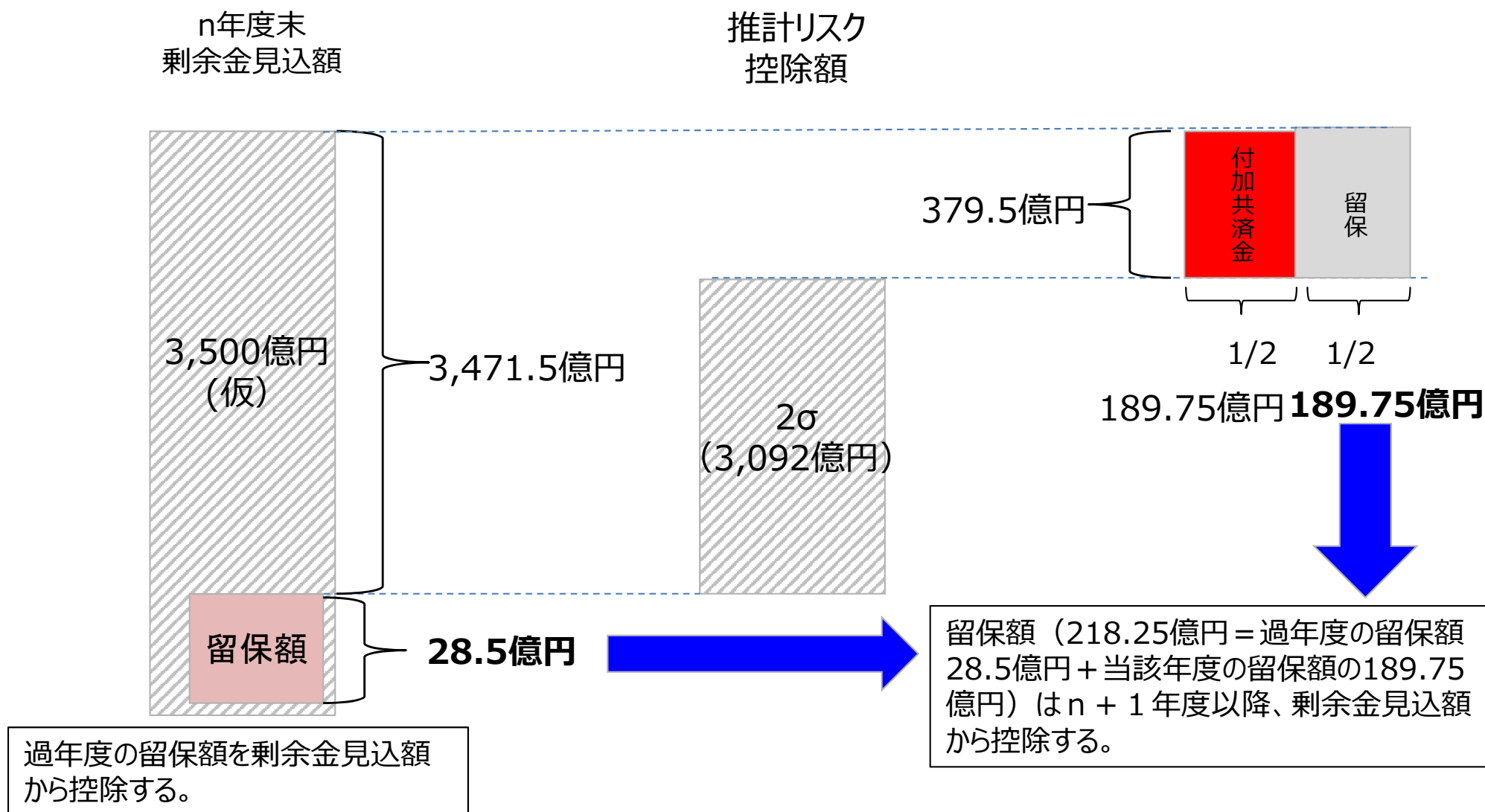
5. 平成31年度の付加共済金の支給率の決定

付加共済金の支給率（案）

- 平成31年度の付加共済金の支給率は「0」とする。

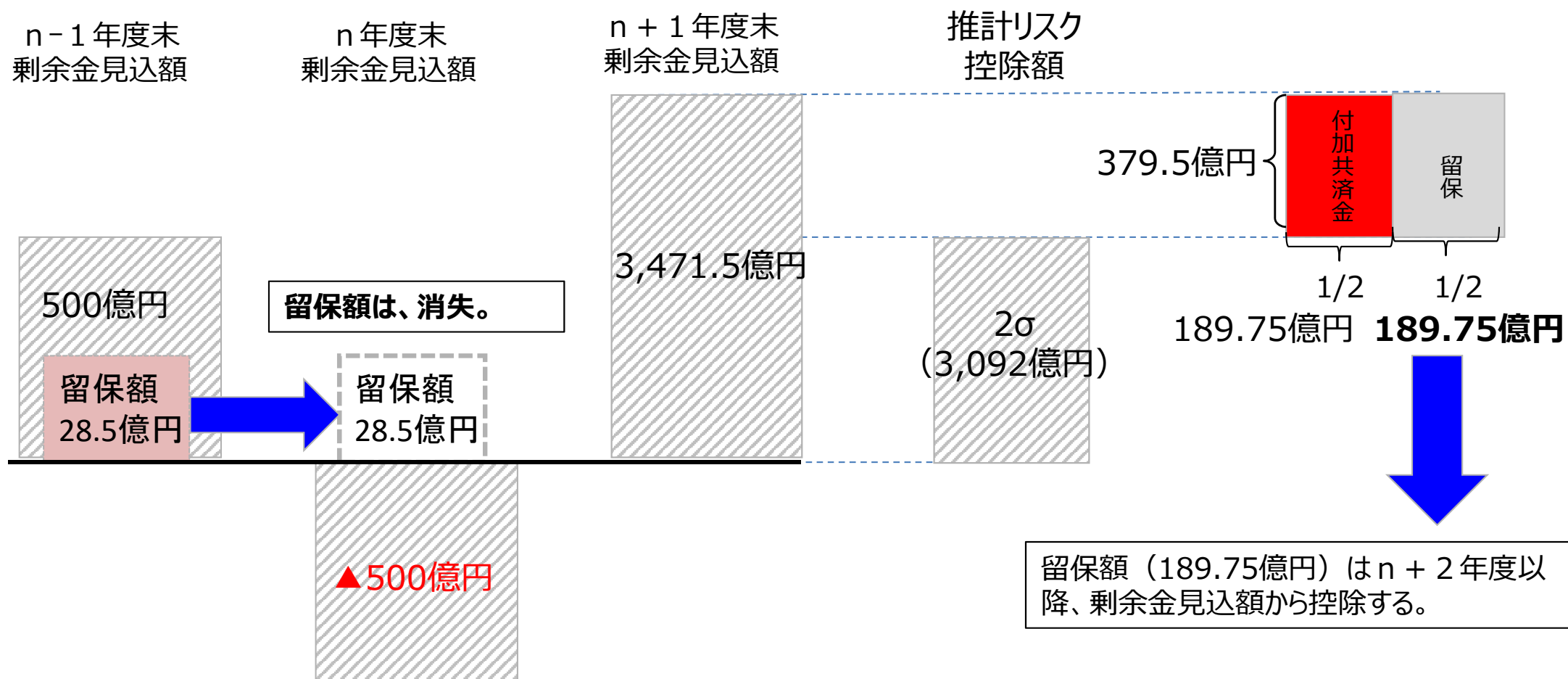
【参考 1】過年度の留保額の扱いについて①

- ◆ n 年度に付加共済金を支給することとした場合に、過年度の留保額と当該年度の留保額は次年度以降、剰余金の見込額から控除する。



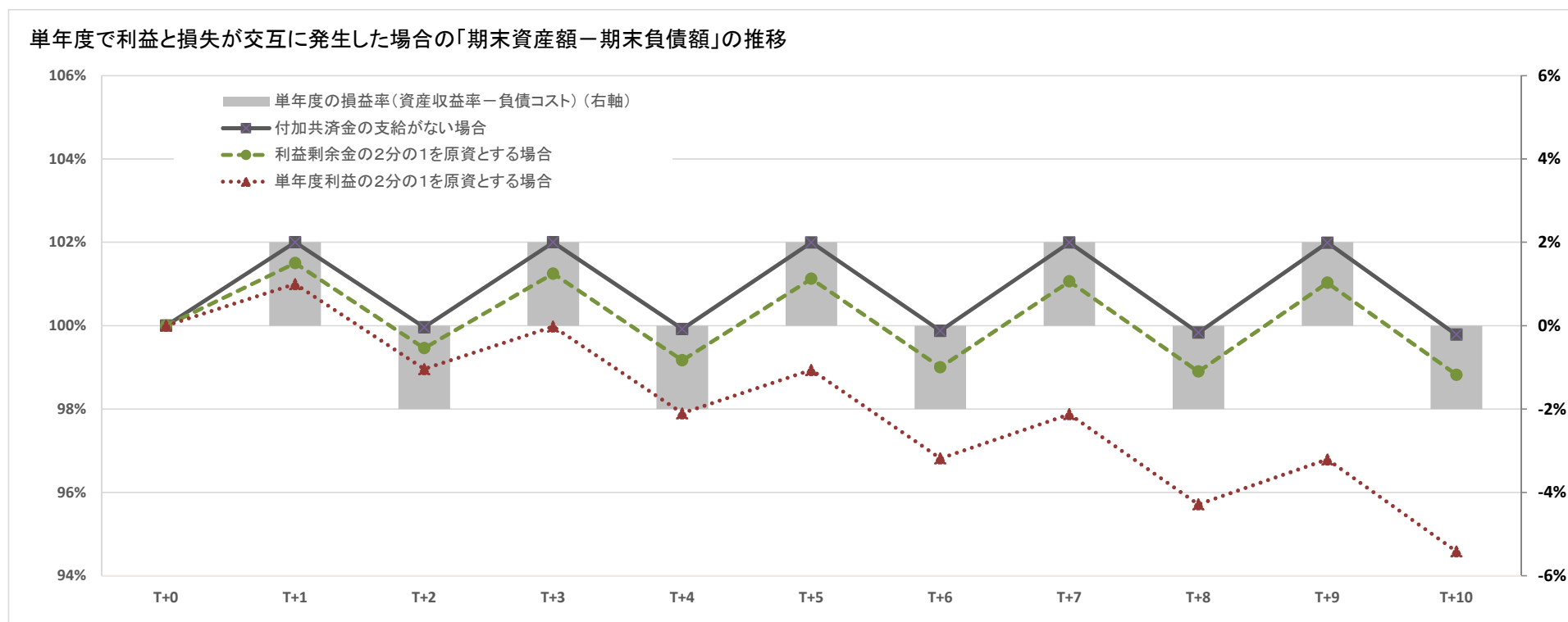
【参考 1】過年度の留保額の扱いについて②

- ◆ n 年度に剰余金が見込まれない場合、過年度の留保額（28.5億円）は消失するため、n 年度の以降の当該過年度の留保額はゼロとなる。
- ◆ n + 1 年度に付加共済金を支払うこととした場合、当該年度の留保額（189.75億円）は、n + 2 年度以降、剰余金見込額から控除する。



【参考1】付加共済金の「非対称性」

- 利益が出た時には付加共済金を支給するが、損失が出た時にはその全額を本資産で賄うという仕組みのもとでは、平均的に予定運用利回り程度の運用を行ったとしても、「非対称性」により、資産が減少していくという性質がある。
- 但し、小規模企業共済制度(緑線)では付加共済金の原資を剰余金の累積(ストック)で見ることにしているため、付加共済金の原資を毎年度の期間損益(フロー)で見ると、「非対称性」の程度は小さくなる。
- なぜなら、付加共済金原資を剰余金の累積(ストック)で見ると、期間利益が出ても前年度に剰余がマイナス(累積欠損金)になっていると、その穴埋めを優先的にを行い、付加共済原資の額は期間利益より小さくなるためである。
- また、剰余金の累積から推計リスクを控除する場合には、同様の理由で、更に「非対称性」の程度は軽減される。



補足：上記グラフは、

- ・ (資産側) 計算スタート時の資産金額 = 1000億円、平均的な収益率 = 1.0%、毎年度の収益のブレ幅 = $\pm 2.0\%$
- ・ (負債側) 計算スタート時の負債金額 = 1000億円、負債コスト = 1.0%
- ・ 推計リスク = 10億円 (計算スタート時の資産・負債金額の1%)

として、その後の資産金額 (付加責任準備金額を考慮後) を、計算スタート時の資産金額を100%として、表したものである。

【参考 2】中小企業基盤整備機構 第 4 期中期目標（小規模企業共済関係抜粋）

Ⅲ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4．経営環境の変化への対応の円滑化

（１）小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入促進については、加入促進に特に重点を置く地域や期間を定めるとともに、代理店・委託団体等の顧客特性を踏まえた加入促進計画を毎年度策定し、これに基づいた活動を着実に実施する。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者を利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して第 3 期中期目標期間末の在籍割合を第 4 期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行う。代理店・委託団体等に対し、制度の意義、施策としての重要性を普及させるための説明会等の開催や効果的な加入促進事例の情報提供など新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。

また、小規模企業共済事業、中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。

具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、平成 35 年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じ妥当性、安全性、効率性等について、機構外の専門家による確認体制を構築し、進めることとする。

【参考 2】中小企業基盤整備機構 第 4 期中期目標（小規模企業共済関係抜粋）

また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進める（略）。

V. 財務内容の改善に関する事項

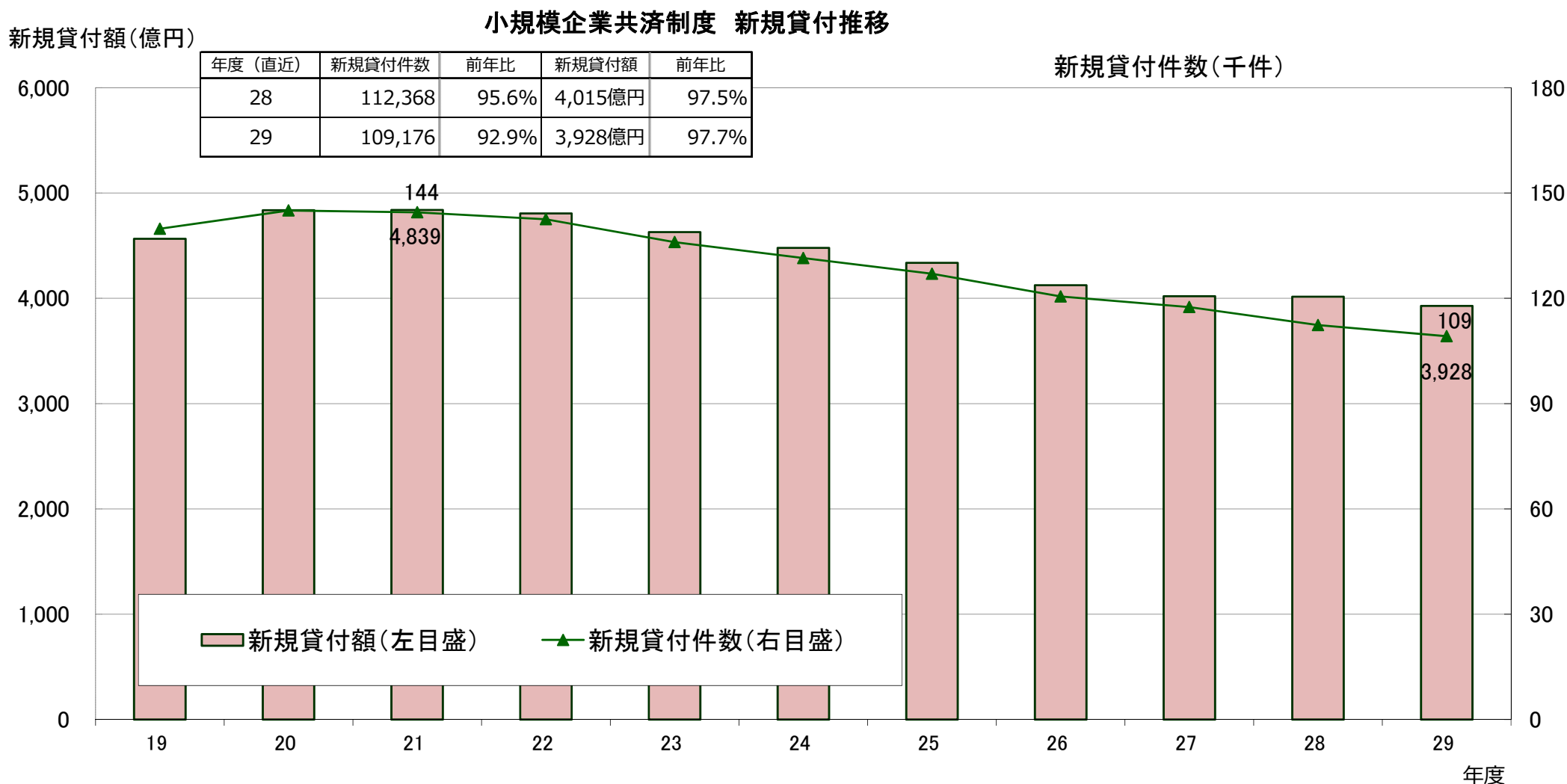
1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組

・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法（昭和 4 0 年法律第 1 0 2 号）第 2 5 条第 1 項に基づき、機構が「基本方針」を定めることとされている。この基本方針に沿って安全かつ効率的な運用を図るとともに、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言を受け、必要に応じ、基本ポートフォリオ（運用に係る資産の構成）等の見直しを行う。

・（略）

【参考3】小規模企業共済貸付制度について（貸付の推移）

- 掛金の納付期間に応じた貸付限度額の範囲内（掛金の7割～9割）で、事業資金等を借り入れることができる制度。
- 貸付件数は平成20年度、貸付額金額は平成21年度をピークに減少傾向。



※ 契約者貸付けの件数・金額は、「一般貸付け」と「特別貸付け」の合計。

出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

【参考3】小規模企業共済貸付制度について（災害時貸付）

- 平成30年7月豪雨に際し、小規模企業共済契約者の支援措置として、特例災害時貸付を措置。（東日本大震災、熊本地震の際にも措置。）
- 平成31年2月末現在の特例災害時貸付の貸付実績は、87件、4億325万円。
（参考：東日本大震災 871件、48億805万円。 熊本地震 357件、18億1,455万円。）

	一般貸付	災害時貸付（災害救助法適用発動。）	特例災害時貸付（甚大な被害が発生した災害時に措置）
貸付対象者	1年以上、掛金を納付している共済契約者	1年以上、掛金を納付している災害救助法の適用区域内の共済契約者	
貸付限度額	掛金の範囲内（掛金納付月数により、掛金の7割～9割）		
貸付額（上限）	2,000万円	1,000万円	2,000万円
金利	年利1.5%	年利0.9%	無利子
貸付期間	貸付額100万円以下 1年 貸付額105～300万円 2年 貸付額305～500万円 3年 貸付額505万円以上 5年	貸付額500万円以下 3年 貸付額505万円以上 5年	貸付額500万円以下 4年 貸付額505万円以上 6年
据置期間の設定	なし	なし	据置期間1年
償還方法	貸付期間1年以内：期限一括償還 貸付期間2年以上：6か月毎の元金均等割賦償還	6か月毎の元金均等割賦償還	
担保・保証人	不要	不要	不要